

稚内市議会政務活動費収支報告書

平成30年 3月 20日

稚内市議会議長 中井 淳之助 様

議員名 吉、日孝史

次のとおり平成29年度稚内市議会政務活動費の収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 360,000 円

2 支出

| 科 目 | 金 額 | 備 考 |
|----------|-----------|----------------|
| 調査研究費 | | |
| 研 修 費 | 149,980 | 全国市議会議長会研究不払参加 |
| 広 報 費 | | |
| 広 聴 費 | | |
| 要請・棟情活動費 | | |
| 会 議 費 | | |
| 資料作成費 | | |
| 資料購入費 | 106,200 | 議員情報レター、現行自治六法 |
| 人 件 費 | | |
| 事 務 所 費 | | |
| その他の経費 | | |
| 合 計 | 106,200 円 | |

3 残 額 223,080 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

活動内容報告書

平成30年 3月20日

稚内市議会議員

吉田孝史

| | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活動等の名称 | 第10回全国市議会議長会研究フォーラム |
| 期 間 | 平成29年11月14日 ~ 平成29年11月17日 |
| 実施場所 | 兵庫県姫路市 |
| 実施経費 | <p>123,980円 (含む受講料振替料)</p> <p> <input type="checkbox"/>調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/>研修費 <input type="checkbox"/>広報費 <input type="checkbox"/>広聴費 <input type="checkbox"/>要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/>会議費 <input type="checkbox"/>資料作成費 <input type="checkbox"/>資料購入費 <input type="checkbox"/>人件費 <input type="checkbox"/>事務所費 <input type="checkbox"/>その他 </p> |
| 活動等の概要 | 別添1頁にフォーラム報告書 |
| 備 考 | |

自由クラブ(吉田孝史議員)

旅行期間/平成29年11月14日～平成29年11月17日

旅行行程表

| 月 日 | 行 程 | 滞 在 地 |
|-------|----------------------------------|-------|
| 11/14 | 稚内市 → 稚内空港 → 新千歳空港 → 伊丹空港 → 姫路市内 | 姫路市 |
| 11/15 | 【全国市議会議長会研究フォーラムin姫路】 | 姫路市 |
| 11/16 | 【全国市議会議長会研究フォーラムin姫路】 → 移動(大阪市内) | 大阪市 |
| 11/17 | 伊丹空港 → 新千歳空港 → 稚内空港 → 稚内市 | |

旅費計算表

| 項 目 | 内 訳 | 金 額 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 航空機 | 11/14 【バック料金】稚内空港 → 新千歳空港 → 伊丹空港 11/17 【バック料金】伊丹空港 → 新千歳空港 → 稚内空港 | 72,200 |
| バス | 11/14、11/17 稚内 ↔ 稚内空港 1,200円 (600円 片道) 11/14 伊丹空港 → 三宮 1,050円 11/17 大阪 → 伊丹空港 640円 | 2,890 |
| 鉄道 | 11/14 三宮 → 姫路 970円 11/16 姫路 → 大阪 1,490円 | 2,460 |
| 日 当 | @3,000 × 4日 | 12,000 |
| 宿泊費 | @13,500 × 2泊 ※1泊はバック料金込み | 27,000 |
| 合 計 | | 118,550 |

請求書番号： 2017-1797-05636

請求書発行日： 2017年10月19日

請求書



稚内市議会
吉田 孝史様


【第12回全国市議会議長会研究フォーラム in 姫路】

株式会社 J T B 西日本
M I C E 事業部
〒541-0058
大阪市中央区南久宝寺町 1 番 8 号
MPR 本町ビル 7 階
事業部長： [Redacted]

毎度、当社をご利用くださりまして、誠にありがとうございます。
このたびのお取引につきましては、下記のとおりご請求申し上げます。
11月9日 までに、お支払いいただきますようお願いいたします。
なお、請求内容につきましてご不明な点がございましたら、請求書受領後
お早めにご連絡をお願いいたします。

¥7,000*


| 番号 | 品名 | 金額 | 備考 |
|-------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1 | 参加費 | ¥7,000 | |
| ※振込の際は備考の個人受付番号を必ずご入力下さい。 | | | 個人受付番号：634-2 |
| 合計 | | ¥7,000 | |
| 振込先 三菱東京UFJ銀行 千代田支店 株式会社 J T B 西日本 振込手数料は、お客様負担でお願い致します。 | | 【お問合せ先】 株式会社 J T B 西日本 MICE 事業部 TEL：06-6252-5044 担当者名： [Redacted] | |


領 収 証
A 001320


ヨッタタカフミ 様
 29年10月30日

| | | |
|------|-----|-------------|
| 種 別 | 金 額 | |
| 現金 | ✓ | ¥ 7 2 2 0 0 |
| 小切手 | | |
| 銀行振込 | | |
| 相 殺 | | |

但し積内へ伊丹向 | 泊付
 110.07料金と12



北海道知事登録旅行業 第2-1208号
 取扱者印


北都観光株式会社

稚内本社 稚内市中央4丁目5番29号 ☎(0162)25-4821

ご利用控  北海道銀行

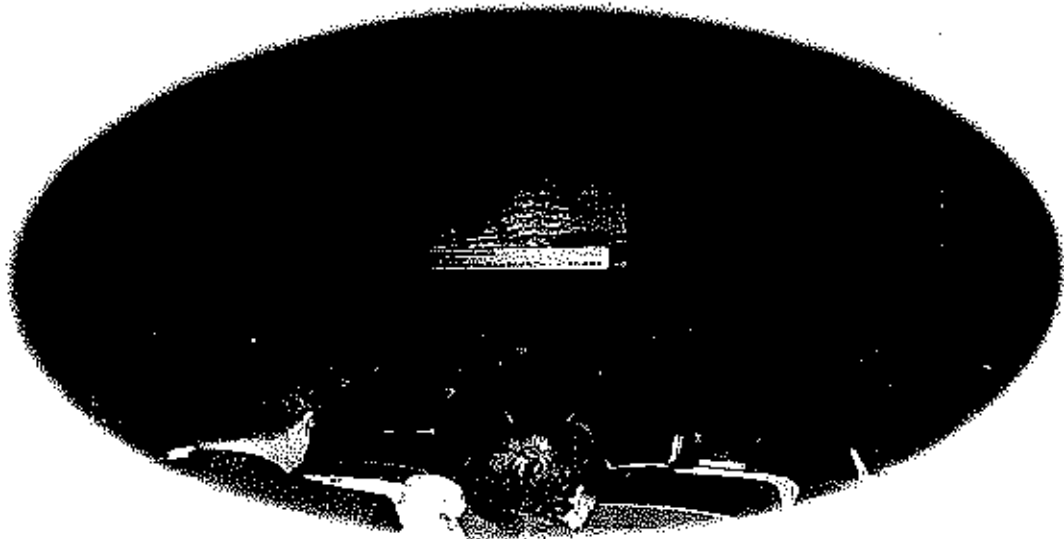
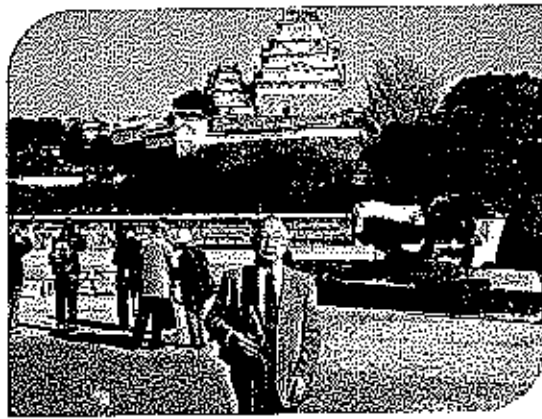
いつも当銀をご利用いただきありがとうございます。
お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

| | | | |
|--------------------------|-------------------|-----------|--------|
| (お取引種別) | (振込) | (振替種別) | (お取引日) |
| お振込 | 6226253 | 29-10-31 | |
| (銀行コード) | (口座番号) | (社日・口座番号) | (原簿番号) |
| | | | 801 |
| 000000000000900000000000 | | | |
| (お取引時刻) | (お取引金額) | (お取引金額) | |
| 10:49 | ¥432 | ¥7,000 | |
| (おとり) | * * * (おとり) * * * | | |
| ¥1,568 | | | |
| 手数料のうち振込手数料 | | ¥432 | |
| | | 000033 | |
| 三菱東京UFJ銀行 | | | |
| 千代田支店 | | | |
| カクワイエーヒートニホノ 様 | | | |
| ヨッタタカフミ 様 | | | |
| 電話番号 [Redacted] | | | |

「全国議長会」主催
第12回 全国市議会議長会
研究フォーラム *in* 姫路

日 時：平成 29 年 11 月 15 日・16 日

会 場：兵庫県姫路市文化センター



報告者 自由クラブ 吉田孝史

第12回 National Association of Chairpersons of City Councils

全国市議会議長会 研究フォーラム

in 姫路

日時 平成29年

11月15日水 13:00～(開場・受付12:00)

16日木 9:00～(開場8:30)

場所 姫路市文化センター

〒670-8544 姫路市西延末426-1



全国市議会議長会 研究フォーラム in姫路

主催者挨拶



全国市議会議長会会長
姫路市議会議員
山田一仁

第12回全国市議会議長会研究フォーラムを、ここ姫路市において開催いたしましたところ、多数のご参加をいただき誠にありがとうございます。

さて、本年は、二元制代表制を規定する日本国憲法と、憲法を受けて定められた地方自治法が、同時に施行されて70周年を迎える大変意義深い年に当たります。

この間、地方分権改革と並行して議会改革への取組も進められ、この10年余を振り返りますと、約6割の市が議会基本条例を制定するまでに至っております。

しかしながら、住民の意向を酌み取り、執行機関に対する監視や政策提言等を行うといった、議会本来の役割に対する住民からの信頼を高めるためには、議会改革の取組内容を検証し、必要な見直しを不断に行っていく必要があります。

本フォーラムは、全国の市区議会議員が一堂に会し、さらなる地方議会の権能強化を目指し、共通する課題や今後の議会のあり方について意見交換を行うとともに、議員同士の一層の連携を深めることを目的としております。

今回は、「議会改革—議会基本条例10年—」をテーマとし、この10年の議会基本条例を契機とする議会改革の成果を検証し、そこから見えてくる課題について、今後どのように取り組むべきか、広く討議してまいります。

各分野における専門家、識者の方々や議員の皆様方によって活発な議論が交わされ、実りある成果が得られますことを期待するとともに、皆様方の今後の活動の一助となることを祈念いたします。

プログラム

第1日目 11月15日(水)

| | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12:00 | 開場・受付 |
| 13:00 | 開会式 |
| 13:20 | 第1部 基調講演 「議会改革の実績と議会力の向上 —政策創造の立法部を考える—」 中朝 章 明治大学名誉教授 |
| 14:20 | 休憩 |
| 14:40 | 第2部 パネルディスカッション 「議会改革をどう進めていくか」 コーディネーター 人羅 格 毎日新聞論説副委員長 パネリスト 新川達郎 同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授 大山礼子 駒澤大学法学部教授 金井利之 東京大学大学院法学政治学研究科教授 川西忠信 姫路市議会議員 |
| 15:40 | 次期開催地挨拶 |
| 16:50 | 終了 |
| 18:00 | 第3部 意見交換会 [会場▶ホテル日航姫路] |
| 19:00 | 終了 |

第2日目 11月16日(木)

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8:30 | 開場 |
| 9:00 | 第4部 課題討議 「議会基本条例のこれまでとこれからを考える」 コーディネーター 新川達郎 同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授 パネリスト 自黒章三郎 会津若松市議会議員 黒田政典 四日市市議会議員 盛 泰子 伊万里市議会副議長 |
| 11:00 | 閉会式 |
| 11:30 | 第5部 視察 |

中邨 章 なかむら・あきら

明治大学名誉教授

1940年大阪府生まれ。68年カリフォルニア大学バークレー校卒業、73年南カリフォルニア大学大学院博士課程卒業。政治学博士。カリフォルニア州立大学講師、ブルッキングス研究所研究員などを経て、現職。2008年3月まで明治大学副学長・大学院長。元国際連合行政専門委員会委員。現在、政策研究大学院大学客員教授、地方公務員安全衛生推進協会顧問。07年にマレーシア政府から叙勲。08年アジア行政学会会長から顕彰、国際協力機構理事長から表彰。15年に全国市議会議長会・地方議会のあり方研究会座長を務める。主な著書に、「地方議会人の挑戦—議会改革の実績と課題—」（ぎょうせい）ほか多数。



パネルディスカッション

コーディネーター

人羅 格 ひとら・ただし

毎日新聞特別編集委員

札幌市生まれ。札幌北高校、東北大学法学部卒業後、1985年毎日新聞社入社。仙台支局を経て政治部へ。政治部副キャップ、同副部長、論説委員などを経て2017年4月から現職。政治取材を主に担当。地方自治を専門領域とし、移住者「地域の民主性・自立性を高める地方創成研究会」監修、「消防職員の団結性のあり方に関する検討会」委員なども務めた。



コーディネーター

新川達郎 にいかわ・たつろう

同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授

1950年生まれ。早稲田大学大学院政治学研究科修了。(財)東京市政調査会研究員、東北学院大学法学部助教授、東北大学大学院情報科学研究科助教授を経て現職。専門は行政学、地方自治論、公共政策論。日本公共政策学会会長、日本計画行政学会副会長等歴任。特定非営利活動法人日本サステイナブル・コミュニティ・センター代表理事、一般社団法人北国地づくりにコンソーシアム代表理事等。主な著書に「協約ガバナンスの動向研究」（ミネルヴァ書房、編纂）、「政策学入門」（法律文化社、編纂）、「京都の地域力再生と協働の探訪」（新泉文庫社、編纂）ほか多数。



コーディネーター

大山礼子 おおやま・れいこ

駒澤大学法学部教授

1954年東京都生まれ。一橋大学大学院法学研究科修士課程修了。法学博士。79～86年まで国立国会図書館に勤務。調査及び立法考査局で議会や地方自治関係の調査を担当。聖学院大学助教授、同教授を経て、2003年より現職。専攻は、政治制度論。主な著書に、「住民投票」（ぎょうせい、共著）、「国会学入門（第2版）」（三省堂）、「マニフェストで政治を育てる」（雄松社、共著）ほか多数。



コーディネーター

金井利之 かない・としゆき

東京大学大学院法政学政治学研究科教授

1967年群馬県生まれ。東京大学法学部卒業、東京大学法学部助手、東京独立大学法学部助教授、東京大学大学院法政学政治学研究科助教授を経て、2006年から現職。1994年から2年間オランダ国立ライデン大学社会科学部客員研究員。主な著書に、「自治制度」（東京大学出版会、公共政策学会賞）、「英語自治体行政学」（第一法規）、「ホーンブッシュ地方自治（改訂版）」（創想社、共著）、「協働と自治体」（岩波書店、自治体学会賞）、「地方創生の正体」（筑摩書房、共著）ほか多数。「月刊ガバナンス」（ぎょうせい）、「議員MAN」（第一法規、ウェブマガジン）、「自治体地方自治制度研究」（公報研）などに連載。



コーディネーター

川西忠信 かわにし・ただのぶ

姫路市議会議長

1952年姫路市（旧宍粟郡安富町）生まれ。兵庫県立山崎高等学校卒業。92年8月から安富町議会議員を4期14年務め、合併後の2006年5月から姫路市議会議員。現在4期目。監査委員や議会運営委員会委員長、経済委員会委員長、地域防災対策特別委員会委員長などを歴任。議会運営委員会委員長時代には、議会基本条例の制定や、一問一答の質問方式、応答機を導入に尽力した。17年6月に第78代姫路市議会議長に就任。「初心にかえる」をモットーに、市民から信頼される議会、開かれた、分かりやすい議会に向け、市民目線の議会改革にも、積極的に関与している。



課題討議

コーディネーター

新川達郎 にいかわ・たつろう

同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授



コーディネーター

目黒章三郎 めくろ・しょうざぶろう

会津若松市議会議長

1982年福島県大沼郡三島町生まれ。法政大学法学部中退。85年4月から会津若松市議会議員を務め、現在5期目。その間、文教厚生委員会委員長、総務委員会委員長、町4地区公民館施設活用協議会（策定）検討委員会委員長、第57代・58代議長を歴任し、2017年8月より第60代議長に就任。まちおこし推進や環境問題がテーマ。会津若松市議会のみにとどまらず、市議会全体のレベルアップを目指し全国各地で講演活動などを行う。

コーディネーター

豊田政典 とよだ・まさのり

四日市市議会議長

1982年生まれ。88年広島大学卒業。1999年から四日市市議会議員を務め、現在5期目。都市・環境政策委員会委員長、学務担任委員会委員長、障害生活者担任委員会委員長、議会改革調査特別委員会委員長、総合交通政策調査特別委員会委員長を歴任し、17年6月より四日市市議会議長を務める。



コーディネーター

盛 泰子 もり・やすこ

伊万里市議会前議長

1955年東京都生まれ。奈良女子大学大学院修士課程修了。1982年に伊万里市へ移住。1989年四野町づくり市民運動の過程で議会選挙にて初当選。現在7期目。議会運営委員会委員長、文教厚生委員会委員長などを歴任。2016年6月～17年5月議長を務め、任期中に11回の議員研究会と、定例会終了後の正副議長若者会員を築き、議会と市民研究会会員、元内閣前地城主権別院会議員を務める。



研究フォーラム報告書

(参加経緯)

第12回全国市議会議長会研究フォーラムは、世界遺産、国宝「姫路城」で名高い兵庫県姫路市にて開催された。

今回のテーマは、「議会改革」。地方自治法制定70周年と言う節目の年に当たり、2元代表制の一翼を担う「議会」は、いま大きく変わろうとしている。

毎年、地方議会における「動向」を察知し、都度、適宜適切な課題・論点を提供し、我々議員に学びの機会を与えてくれている全国市議会議長会であるが、2017年は、いまや全国の議会において6割が制定しているという「議会基本条例」の検証が一つ、もう一つは、地方議会において、おおきなうねりとなっている「議会改革」の先進的な取組みを学ぶが、本研究会のテーマとなっている。

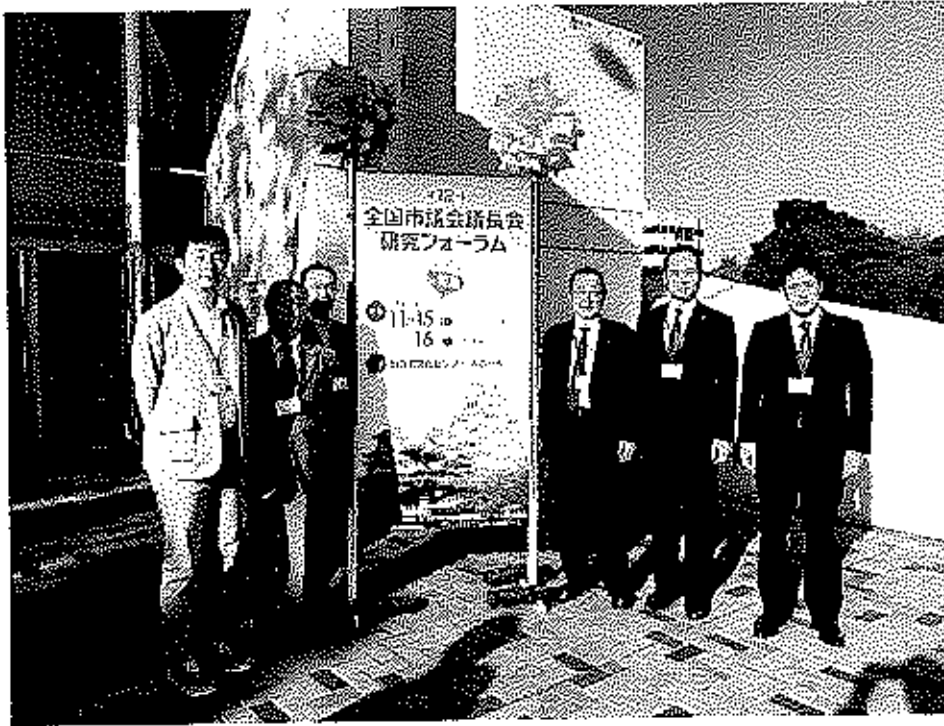
栗山町の「議会基本条例」制定から、10年が経ち、いまや全国議会の6割が着手・制定している「基本条例」であるが、その制定が進む背景・その成果を学ぶことは、未制定の稚内市議会の一員として、重要な責務の一つと考える。

また、稚内市議会においても、議会運営委員会を中心に進めている「議会改革」の手法が、改革先進地である四日市議会・伊万里市議会・姫路市議会と、その合致点・差異点の比較検討を行う「議論」に同席することは、我々にとっても、絶好のチャンスと言える。

更には、本研究会の講師の陣容は、多士済々であり、先ず、議会改革に識見を有する基調講演者の明治大学名誉教授、中邨氏を皮切りに、続いての「パネルディスカッション・議会改革をどう進めていくか」に名を連ねるのは、同志社大学教授の新川氏・駒澤大学教授の大山女史・東大教授の金井氏らのパネラーの殆どは基本条例及び議会改革の論点は、必見・必聴の価値あり。と考えての参加である。

我が自由クラブは、横澤・伊藤・吉田の3名が参加申し込みを行った。一次選考で、伊藤・吉田が抽選に漏れ、2名は日程全てをキャンセルする事態となったが、後日、補欠抽選にて参加可能となり、改めて申し込み手続きを行い、何とか会派3名のフォーラム参加となった。(横澤代表は、メイン会場、伊藤・吉田は、第二会場での受講となった)

同フォーラムには、中井議長・市民クラブの藤谷・吉田大輔両議員が出席し、合わせ、稚内市議会としては、6名の参加となった。



研究フォーラム 6 名の出席者

11 月 15 日 基調講演 「議会改革の実績と議会力の向上」

講師：明治大学名誉教授 中邨 章氏

中邨先生の、いつもながらの「歯に衣着せぬ」語り口で始まった。先生曰く、もっと議会提出の条例を立案すること。

これまで、執行側に疎遠にされてきた「防災」関連計画には、地域を廻る議員の強みでもあるので関与すべきであること。

また「議会基本条例」については、役に立たないとの批判はあるが議会の目標を持つこと自体は悪いことではないこと。

民意を汲み、大切な「議会」であるからして「定数は減らせばいいと言うことではない」「年収 600 万円程度の報酬では新人が出てこない」また「年金」復活も、信頼される議員を輩出させるに必須であることを、力説されていた。

また、議会事務局や議会図書室の充実については、議会として、その重要性から、もっと力を入れるべきとも説かれた。

11月15日 パネルディスカッション「議会改革をどう進めていくか」

コーディネーター：毎日新聞論説副委員長 人羅 格氏

パネリスト：同志社大学総合政策科学研究科教授 新川 達郎氏
駒澤大学法学部教授 大山 礼子氏
東京大学法学政治学研究科教授 金井 利之氏
姫路市議会議長 川西 忠信氏

コーディネーター人羅氏から、ディスカッションの進め方、論点について説明があり、各氏から「議会改革の方向性について」「いまや6割と言う議会基本条例の評価について」「議会が、どう首長と対峙すべきか」「姫路市議会ら改革先進事例について」「議員のなり手不足の要因と打開策について」等について議論を深めたい。

新川氏は、議会基本条例制定から10年経ち、いまが本当に議会改革に結びついてきたのか検証する時期であること。議会改革における重点分野として、住民参加の可能性の模索をすべきであり、そのうえで、審議の活性化を図ること。時に及んでは、議会による住民の意見聴取や住民の発言機会の確保。出前議会、出張議会、議会のパブコメなど日常的な住民との対話の積み重ねの重要性を説かれた。また、議会における政策提案の強化、事務局の脆弱さを住民の力で補うことの必要性などを提起した。

大山氏は、議会改革は、所詮、議事手続きを含め、住民から言えば、どうでも良いこと。むしろ問題なのは、全国各地では、議員のなり手がなくともあり、無投票が圧倒的であることに危機感を持つべき。その流れを絶つためにも、女性と若者の地方議会進出を望みたい。こうしたことで、もっと「競争と緊張感」を醸し出して欲しい。また、問題議員を落選させる仕組みも必要かも。議員の仕事である行政チェック作業は地味であり、仕事として「達成感」がないことも、なり手不足の要因と説かれた。加えて、地方議会も、政党本位、政策本位の選挙制度に改める時期が到来していると感じる。首長の巨大な権限に対抗するために政策を作る議会への変貌を望む。政策条例なんか検討してもよいのではないか。と提言された。

金井氏は、大山氏の言う「政策条例なんか要らない。しかし、政策能力は磨け」と切り出した。議会の立法機能などは期待すべきではない。議員提案の条例などは役に立たないものが圧倒的で、抽象的・理念的なものになるに過ぎない。むしろ議会は、予算審議にこそ活路を見出すべきである。自治基本条例については、

「目指す山があった方がいい」位で良いのではないか。
むしろ目指すべきは、議員が政策力を磨き上げ、質の良い首長と「権力闘争を
する。」を目指すべき。住民は、議会に対し「権力」を期待しているのではないか。
ただ、議会内部での、権力闘争では困る。また、議員の報酬の在り方にも触れ、
「こんなに時間を割いても、この評価」では、議員の担い手おろか議員も育たな
い。だからこそ議員は「権力」を獲得し、一定の数（定数）と適正な給料を、住
民から獲得すべきと説いた。金井先生の論旨には、一議員として、「向いている
方向性」をも含め、非常に、短くも、示唆に富んだ提言の数々。聞き入った。

川西姫路市議会議長からは、姫路市議会における「議会基本条例及び議会改革の
状況」が語られた。先ず、同市議会の「議会基本条例」は、策定特別委員会の設
置、次に議会基本・倫理条例策定特別委員会設置を経て、平成23年10月制定。
特徴的な取組みとして「一問一答方式」「反問権」を導入。更に、議員間討議を
導入。但し、議員報告会は導入していない。基本条例及び議会改革の評価は、導
入結果を確認している段階と言える。今後は、「タブレット導入」「予算審議・決
算審議の在り方」を深めていく。議員提案の政策条例を更に進めていくことで一
致。愛知県豊田市議会の「予算決算常任委員会」の審議方法を目指している。こ
とが述べられた。

11月16日(2日目)

課題討議 「議会基本条例のこれまでとこれからを考える」

コーディネーター：同志社大学総合政策科学研究科教授 新川 達郎氏

事例報告者：会津若松市市議会議長 目黒 章三郎氏

四日市市議会議長 豊田 政典氏

伊万里市市議会議長 盛 泰子氏

コーディネーター新川氏から、本日の課題討議には、議会改革の先進地と評判の、
会津若松市議会・四日市議会・伊万里市議会から議長各位に集って戴いた。昨日
のパネルディスカッションにおいて、「議会基本条例」について、東大の金井先
生から「形だけなら要らない」や「目指す山はあった方がいい位」との手厳しい
意見も受け、「いや、そうではない」という反論も含めて、先進議会の事例を披
歴して頂きたい。

目黒議長からは、会津若松市議会における議会基本条例及び議会改革の特徴を

述べられた。

- ① 「議会改革」として、議長選挙における立候補議員の「所信表明」を実施。
- ② 請願・陳情者の意見陳述の場の確保。
- ③ 議員間討議を実施。
- ④ タウンミーティング時の「市民の声」を政策化する仕組みづくり。

日黒氏は、②～④までは入れた方が良いとのアドバイス。述べられた「特徴」これらは、すべて「議会委基本条例」を根拠としているとの事。

会津若松市議会の先進性を表す引用として、山梨学院大学教授、江藤俊昭氏（過去に本市の議員会「研修会」でも招聘）の誉め言葉『会津若松市議会は「通年議会」どころか、「通期制」で回している。』の評価は、会津若松市議会の進取性を表している。

豊田議長からは、四日市市議会基本条例の特徴及び議会の特出すべき取組みについて述べられた。先ず、「基本条例」は、栗山町に続く2番目に制定された「三重県議会基本条例」制定の後押しもあり、平成23年3月に、制定に至ったこと。基本条例の柱は、1つ「市民との情報共有」2つ「市民参加の推進」3つ「議員間討議及び政策提案」であること。そして、基本条例には、前述の東大教授、金井先生に高額な委託料を支払い関わって頂いたとのこと。（驚いた）

特徴としては、「通年議会」「市議会モニター制度の導入」「議員政策研究会の設置」「常任委員会の年間白書の作成」である。との事。

流石、「議会改革日本一」と言われる所以。豊田議長と四日市市議会34名の各議員の質の高さが推し量れようと言うもの。また、四日市市議会の今後としての、「市民意識アンケート」「高校生アンケート」「シティ・ミーティング」の実施。シティアンケートの副題は「これでええんか！？四日市市議会」と言う。敢えて議会の臆するようなテーマへ切り込む勇氣には感心させられた。

盛議長からは、伊万里市議会の「負」の歴史が語られた。平成5年の補欠選挙では30人中22人が入れ替わった衝撃。危機感から、議員総意で「議会改革」に着手し、多くの「研修の場づくり」を立ち上げ「著名な講師を招聘しての研修会の実施」（2年間で11回）、更には定例会終了後の、正副議長による「定例記者会見」の実施を行った。その自信と確信から2017年3月に「議会基本条例」を制定したもの。しかし、依然、全ての市民に議会活動の説明がついているのかは、「自問自答」の中にある。しかし、その市民への説明努力・責任は、惜しまない。と言いつつ事には感心。

【所感】

(議会基本条例について)

地方自治法制定から 70 年。議会基本条例の 1 号制定から 10 年。いまや「基本条例」制定は、6 割を超えていると言う。また、大きな地方議会の流れとなっている「議会改革」。改革先進地が、いまや「番付」まで公開されている。稚内市議会においても、「意見交換会」や、「反問権」の導入、ペーパーレスを目指した「iPad」の導入が、「議会運営委員会」を中心に進められている。

一点目の「議会基本条例」の必要性は、既に制定している「稚内市自治基本条例」において、市民・議会・行政の役割について記されており、敢えて「議会基本条例」を、拙速に制定することには、疑問が残る。しかし、中邨先生の資料にもあるとおり、全国における都道府県議会の制定率は、63.8%。市議会においては、444 市 54.6%を示されると、「なぜ制定に消極的なのか」について、住民に説明出来得る「理由」が、必要と感じていたこともあり、好機ではあった。

また、本市が参考とすべきは、「議会基本条例」の既設置議会においても、創ることでエネルギーを費やし、制定したことで満足してしまっている様子が伺えたことであった。こうしたことから、基本条例については、まだ「道半ばで良い」。つまり、制定に関しては、まだ、「慎重な残り 4 割で良い。」と認識したことであった。

(議会改革について)

他方、「議会改革」については、こちらも、「足元を固めて一歩ずつ」、かかる改革は「特別委員会」を設置し、継続的に、集中的に。との論者である。

「議会改革」については、「事例報告」に名を連ねた会津若松市議会・四日市市議会（もう一つの伊万里市は今後期待するとして）は、この 3 位議会を目指すには、いまの段階では、余りにもハードルが高いと痛感させられた。

しかし、本市の「議会運営委員会」が目指す「議会改革」の方向性は、見誤ってはいないことも、一方では確認した。iPad 導入は、「先ず、やれるものからやる」本市議運の行動力。導入した以上、積極的に活用する。一致して「ペーパーレスに向かう」、一朝一夕では行かないであろうが、今では、そう感じている。

(反問権について)

「反問権」は、慎重の上にも慎重を期すべき。(首長の資質にもよるが、いまの工藤市政では、市長は、行政のプロ。ここは流行りを追わないほうが)。その間に、我々議員個々の、行政が不得意としている民意を前面に出して勝負する。その技量・力量を、議員が一致して上げる必要があり、それまで「反問権導入」は、待っても遅くはない。

(報告会について)

「議会報告会」については、先進都市と言えども、姫路市議会のように実施していない議会もあり、これも、我が議会が、昨年実施した反省も踏まえ、一考を要するところ。本市は、都市部の議会と異なり、住民から16人の個々の活動が常に監視されている環境下にあると言っている。そうした中では16人が、地盤看板を乗り越えて、全て一堂に会して、住民と意見交換する必要があるのか？議員個々の、住民の声を救う方法は、百通り、否、16通りあるのは当然と言っている。常任委員会単位で試行した「意見交換会」では、達成感は、皆無であった。しかし、我が会派も、横澤代表が議連のメンバーであり、議連で「改善」に向けた議論がなされ、再度、実施すると決定したことであるならば、iPad導入と同じく「是非に及ばず」である。

(議員報酬と定数について)

「議員の報酬」についても研究会通して話題になった。基調講演の中邨先生は「いまの低すぎる報酬(600万円)の現状は、新しい人が踏み出せない状況である」と指摘し、合わせて「報酬は下げろ。定数は減らせ」では、「地方議会に明日はない」と警鐘を鳴らされた。それでも駄目なら「議員報酬の所得税を減らすことも考えてはどうか」とも。金井先生も「労働者たる議員に、相当の報酬は支払うべき」「こんなに時間を取って、この評価では議員は育たない」と述べた。2人のオピニオンリーダーの「報酬」「定数」論には心に留めたい。

稚内市においても、早晚、耳目を集めることになるであろう「定数」「報酬」には、議員各位自信と確信を持った論拠で、臨みたい。

我々の定数と報酬の考え方は、いま2つある常任委員会をより活性化させるべきと主張する。そのためには、議員個々が、より専門性を高め、委員会の中でも調査項目を他の議員に任せる雰囲気排除し、市政各般に亘り、議論をおこなうためには、最低9人は必要と考えている。460億円に及ぶ、一般会計・特別会計・企業会計を有する財政の規模から申せば、2委員会では足りないくらいである。加えて、稚内市のような多様な産業構造、広い行政面積に比し、複数の集落が点在し、議員も出せないような住民の民意を汲み取る議員の数、いわゆる「定数」は、最低でも、現、条例通り18人は必要。(2名の欠員があり、16名が現有)

「報酬」に関しては、本研究会でも提言にあったように「減らせ、減らせ。まだ削れ、削れ」の、一部の世論に迎合すべきでなく、議員として、年間を通し、定例会・臨時会・常任委員会等で、総額460億円にも及ぶ、行政サービスに関する諸事業を監視すると言う大きな責任の「対価」であることに自信を持つべきである。報酬等審議委員会にも、是非、その住民の意思を代表すると言う議会の権能

を理解していただきたい。2元代表制の一翼である市長ら3役の常勤特別職には、エールが大きい。他方の、非常勤である議員に対する議員への理解や認識が十分とは言えない。無論、我々議員の説明不足もあろうが、首長部局とは違いチェックはや監視は、「地味」であることへの理解が進むことを願う。また、非常勤であるが故に、「退職金」も設定されていない。それも、覚悟で、市政発展のため、4年に一回の厳粛な選挙を経ていると言う点にも「光」を当てて戴きたいもの。

(最後に)

さて、研究会での所感として、「議員提出条例は、もっとやるべし。」と唱える中野先生がいる一方、金井先生のように「条例を作ったとしても有為な条例は皆無」と論点が分かれた点も興味深かった。特に、金井先生の「議会基本条例」を「一刀両断した」主張には、共感を覚えた。また『議員各位は、もっと予算を獲得する「権力」を磨けと。そして獲得せよ。』とも。

それゆえ、2日目の「先進都市による課題討議」の参加都市は、やりずらかったろうと思うばかりである。次年度以降、全国議長会事務局の論点整理の必要性も感じたが、こちらは、「それも有り」との考え方であり、総じて、内容の濃い2日間であった。



「憧れの大会場」

以上であるが、抽選により会場を振り分けられるのは残念である。参加申し込みが多数である以上、「運」が決め手は、いた仕方ないとし反面、1日目は、メイン会場。2日目はサブ会場と言う「工夫」も必要と感じた。我々（伊藤・吉田）のサブ会場での2日間の受講は、一体感・臨場感の点から、辛いものがあった。メイン会場の横澤代表は、良かったようだが。

稚内市議会においては、議会ならではの古色蒼然・伝統も尊重しつつ、市民が議会に関心を持たれる活動を意識し、情報発信をはじめとする「変革」をも意識した取組み、いわゆる「不易と流行」を持ち合わせた「議会改革」を進めていくことが極めて重要であると、本研究会参加により、思いを新たにされた。議会改革を点数化し、先進都市を格付けする「風潮」があるが、決して、教値化して競う話では無い。

平成 29 年度 (2017 年度)

全国市議会議長会研究フォーラム

期間：平成 29 年 11 月 14～17 日

兵庫県姫路市



[第1日目]

第1部 基調講演 『議会改革の実績と議会力の向上 ー政策創造の立法部を考えるー』

講演者 中邨 章 明治大学名誉教授

1. 変わる地方議会

[議員のなり手不足]

- ・これから日本の地方議会選挙は無投票が多くなるが大問題。
- ・報酬は600万円程度では成り手がなくなる。・・・報酬を上げれば所得税を下げては？
- ・厚生年金を考えるべき。

[議会基本条例]

栗山町から始まった議会改革条例も10年が経過した。しかし条例はできたが議会改革はできたか？

制定都道府県議会：30件（63.8%）、制定市議会：H27年 114市（54.6%）

●議会基本条例の意義と成果

- ◇議会基本条例、市議会だよりは日本だけなので誇りとして欲しい。
- ◇議会に関する意識、認識、知識の深化が進んだ。
- ◇議会内組織の再検討（反問権など）が進んだ。
- ◇議会活動の活性化（議会報告会など）がはかられた。
- ▲議会内部の改革は進んでいない。
- ▲完全燃焼症候群：作ったことで満足し、スタートであることを忘れてしまっている。
- ▲市民も巻き込むべきだが文言が難しい。・・・です、まず調にすべき。

2. 改革から政策創造へ

●直面する課題=人口減少と地域振興

- ・2010年の人口：1億2800万人→2030年：1億1600万人（人口の1/3が65歳以上）
- ・2025年問題：団塊世代が75歳以上に（5人に1人が75歳以上）
- ・これまで人口減少は進んでいるが消滅したまちは無い。増田レポートは悲観的すぎ。（※増田レポート：現在の市町村は約1800→2040年896が消滅危機、523が人口1万人割れ。）
- ・若者が地方に住むようになってきた（地域おこし協力隊）
- ・イギリスの人口6000万人だが衰退していない。

[連携中枢都市圏構想の背景]

1. 人口減少（少子化と高齢社会）
2. 1000兆円の赤字
3. 持続可能な発展

4. 対応策：自治体単独では無理・・・合併は終わり
5. 行政体制の整備・・・協働と連携
6. 信頼関係にもとづく連携協約
7. 権限委譲とやりやすいところからスタート

[連携中核都市圏構想の輪郭]

1. 連携協定・・・1:1の協約
2. 財政措置・・・特別地方交付税など
3. 信頼関係が問題・・・議会も信頼拡大に努力

▲問題点

1. 連携市町村の見方・・・中心都市の利益
2. 中心都市の悩み・・・将来、連携自治体が負担
3. 人口流出防止ダムの建設・・・小東京の出現
4. 首都圏整備法の失敗（S31）・・・既成市街地、緑地帯、衛星都市
5. 潜在する縦割り行政
6. 錯綜する政策・・・定住自立圏、地域おこし協力隊、地方創生交付金

3. 地方議会のこれから

[防災業務継続計画の未整備]

1. 首長不在の代位順位
2. 代替庁舎の特定
3. 電気、水、食料の確保
4. 通信手段の維持
5. 行政データのバックアップ
6. 非常時優先順位リスト

[指定避難場所の欠陥]

1. 43%未整備・・・緊急避難場所との混乱
2. 食料、厨房設備、TV、空調、充電
3. 避難所の鍵（熊本での事例）
4. 避難誘導（未知の経験）・・・消防団員、職員

- 防災と政策創造/政策チェック
- 危機情報・・・議員が後援会活動などで啓発。

4. 地方議会の政策展望

[電子政府への試み]（エストニアから学ぶ）

・マイナンバーを使って自宅で投票。何回も投票できるが最後の投票で確定。（自宅PCにIDナンバー、2つの暗証番号、1週間の投票期間）

▲日本の問題

1. 読みにくいナンバー
2. 手書きの失効期限
3. インセンティブ不足
4. アナログ（郵便、本人確認）

[これからの議員像]

1. 国・首長に立ち向かう議員
2. “Look Around” = 外部志向の強い議員
3. ICTを駆使できる議員
4. 勉強する議員、族を目指す議員
5. 昔を振り返らない議員

第2部 パネルディスカッション 『議会改革をどう進めていくか』

コーディネーター 人籬 格 毎日新聞論説委員長

パネリスト 新川 達郎 同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授

大山 礼子 駒澤大学法学部教授

金井 利之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

川西 忠信 姫路市議会議長

1. 議会基本条例の評価

▲住民意識の問題

- ・議事手続きの改革は住民にとってはどうでもいい話になっているのが問題。
- ・無投票選挙 1995年0, 3%→2015年3, 5%
- ・議員構成が偏ると住民が自分たちの代表と思えない。

[議会基本条例の評価]

- ・目標が具体的に見える。議員が共有できる。
- ・作ることが目的になってしまっている←住民から評価されたか？政策論議や議論の活性化など

改革が進んだか？

- ・議会報告会は決まったことを報告されても住民は来なくなる。→形がいい化。
- ・良い意味での権力闘争は住民の興味を引く。・・・日本は首長の力が強いのが。
- ・反問権は議会側の力を強めることにつながるので付与した方が良い。
- ・議会基本条例は使える条例となっているか。見直しは図られているか。

○姫路市議会 議会基本条例 R23 制定

- ・一問一答方式(一括方式、一問一答方式、複合方式)を導入。反問権も付与。これまで2、3度行使され、張りつめた空気が流れた。
- ・議員間討議は慎重に進めている。
- ・スマホなどによる本会議中継、政務活動費の閲覧制度。
- ・質問のあり方は勉強会を開催しているが一部の検証にとどまっており、全体的な検証を進めることが課題。

2. 議会改革はどのような方向に進めるべきか？

- 住民参加など住民との距離を縮めることが重要。
- 議員の能力不足をどう補うか？
- 審議も結果の報告となっているので、今やっていることを発信すべき。
- 個人ではなく議会として動くことが大事。議会として誰がどうゆう活動をして、どうすれば連絡が取れるかなどを発信することも一つの手。
- 現金の問題に一番興味があるのは事実。政務活動費の支出目的の報告など、守りの態勢が大切。
- 議会として予算の査定ができているのか？→決定は議会が持っている。
- 予算審議を強化できるか？・・・議会として予算提案はできない→なぜ委員会などで要望した予算が入っていないのか？などの質問があっても良い。

3. 政策条例への議会の関わり

- 政策議論ができなければチェック機能は働かない。(新川)
- 政策条例よりチェック機能が大事だが、チェックは地味なので住民は関心を持ってくれない。政策条例で関心を持ってもらうことも必要かもしれない。(大山) ⇨ 政策条例はアピールにしかないのではやる必要はない(金井)
- 議会側に政策形成能力をつける必要がある。

4. 議員の成り手不足

- 政治教育をやってきたか？民主政治を身近に感じ、関心を持つような教育ができていない。
- 偏った人しかねない仕組みとなってしまう。
- 選挙制度を考えるべき。問題議員を落選させられない制度。
- 多様な議員を確保するにはどうすべきか？比例制？
- 公職選挙法を変えるべきとの声を上げるべき。
- 成り手不足は住民が議員の職に対して真面目に考えるようになったから。
⇨ チルドレンなどのような者になっているから議員がたくさんいるだけ。
- 適正な数と適正な報酬を国民は考えるべき。国民は使用者意識を持つべき。
- 議会の見える化と重要性を訴える活動が必要。

5. 総括

(大山) 議会制、代議制の危機

(金井) 予算、総合計画の査定が大事。・・・お金をどう使っているか？これがアピールとなる。

(新川) 議会改革の手掛かりのための議会基本条例として欲しい。

(川西) 議会改革は内容と継続が大事。

(人羅) もう一歩住民に近づく。

[第2日目]

課題討議 議会基本条例のこれまでとこれからを考える

コーディネーター 新川 達郎 同志社大学大学院総合政策科科学研究科・政策学部教授

事例報告者 目黒 章三郎 会津若松市議会議員

豊田 政典 四日市市議会議員

盛 泰子 伊万里市議会前議長

会津若松市

○市民は議員の活動を議会以外で何をやっているのかわからないとの声が多い→議会の取扱説明書「見て知って参加する手引書」を作成。

○議会改革という言葉が陳腐化している→議会改革は議会活動の活性化につながってなくてはならない。

1. 議長選挙で所信表明会の実施・・・所信は文章化して配布。質疑あり。
2. 請願・陳情者の意見陳述の確保
3. 議員間討議の導入（義務規定）

執行部に対する質疑→議員間討議→《合意》修正案・付帯意見

→《合意ならず》討論（賛否の意見表明）

4. タウンミーティング時の市民の声を政策化するための仕組みづくり

① 市民との意見交換会（意見聴取）

② 広報広聴委員会（意見整理→問題発見→課題設定）

③ 政策討論会（問題分析→政策立案）・・・常任委員会でテーマ設定→セミナー開催、先進地調査、委員会での自由討議（2～3回/月）

[成果]

- ① 「公共施設白書」の作成と「長寿命化基金」の創設
- ② 除排雪予算の増額、一部私道除雪の実施
- ③ 鶴ヶ城近隣移転計画
- ④ 市施設警備委託料の最低制限価格の増額
- ⑤ 乾杯条例の制定
- ⑥ 公設地方卸売市場の使用料引き下げ
- ⑦ 公衆トイレの設置
- ⑧ 木造住宅耐震改修支援補助金の創設 など

四日市市

議会基本条例の制定への想い

- ・法律にダメだ、やれないと書いてなければやれると考えている

[特徴的な内容]

1. 通年議会（第9条）・・・通年議会のデメリットはない(会期は5月～4月)
2. 反問権（第13条）・・・論点を明確にし議論を深める目的で反問することができる。対案の提示を求めることも可能。
3. 専門的知見の活用（第15条）・・・専門的知識を有する人に調査を依頼し、議案の審査等に反映させる。
4. 文書質問（第16条）・・・市政に対して文書による質問を行うことができる。

[特徴的な取り組み]

1. 市議会モニター制度・・・H29 推薦39名、公募2名
2. 議員政策研究会・・・全議員が一堂に会して意見交換。課題に対して共通認識を図り政策立案機能の向上に資する。
3. 各定例月議会における議案に対する意見募集・・・議案から市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業を選び、市民に情報提供し、意見をいただく。
4. 大型スクリーン・採決システムの導入・・・本会議場に質問資料や採決の結果を表示。
5. 会議用システムの導入・・・タブレット端末の導入

○改革は日本一と言われているが、市民はどう考えているか調べたことがなかった→市民意識アンケートの実施

地方議会から政治改革の狼煙を！

伊万里市

[衝撃を受けた言葉]

1. 執行部に対して矢のように改革を突きつけるのに自分たちの改革は二の次というようなダブルスタンダードを続けているようでは議会は絶対に信用されない（片山善博）
2. 「明日あなたの自治体が無くなる」と聞いたらそれは困ると答える人がほとんどだと思うが、「あなたの自治体の議会が無くなる」と聞いて困るとい人がどれだけいるだろうか（浅野史郎）
3. 「古いものを見たければ博物館か議会へ行け」と言われぬように不断の改革や努力を（野村総）
4. 民主主義の発展を阻害する要因の一つに「議論を悪とする習慣」がある（逢坂誠二）

○改革を後戻りさせない市民との約束・・・議会基本条例を定めないのであればその理由を語れるべき

『議会基本条例を制定して』

- 改革はトーンダウンしても議会基本条例があるからこれ以上下がることはない。
- これまでやってきたことを体系的に整理できた。
- 目標を明確にでき、執行部にも理解させることができた。
- 議員間討議がしっかりとできるようになった。→執行部に対し議会としてしっかりとした姿勢を見せられるようになった。
- 新人議員からすれば議会基本条例のある議会が普通に感じている。
- 議員は質問するだけの存在だけではないという疑問が解消されてきた。
- 執行部側に対する武器をいくつか揃えることにつながった。
- 市民への浸透は難しいが市民理解は深まっている。
- 会派の垣根を超えてコミュニケーションが取れるようになった。
- ▲具体的な実績を検証しなければならない
- ▲議員一人ひとりが納得して同調しているか疑問
- ▲市民のスタンダードな意見なのか？・・・公聴機能の向上が必要

『議会基本条例の見直しなど、これからのあり方』

- 市民と共に見直すことが大切

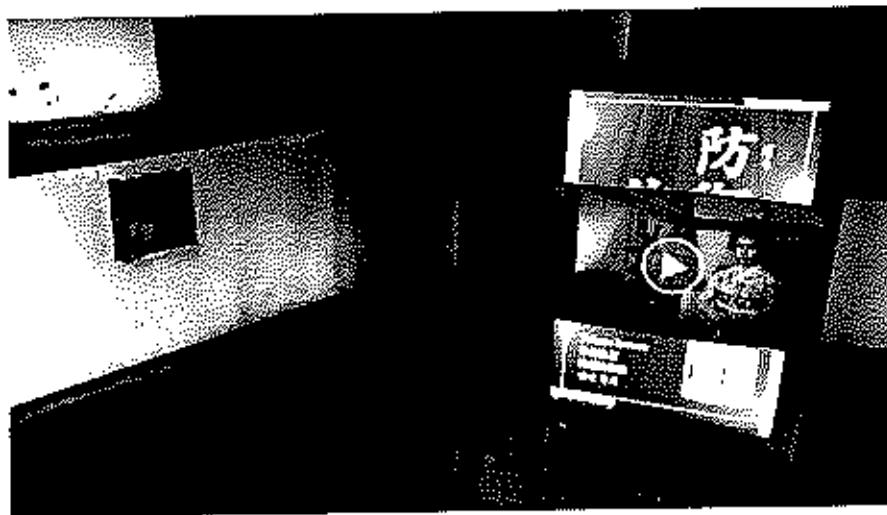
講座受講の総括

議会基本条例を制定するかどうかは別として、議会改革は議会のためにやっているのではなく、当市のため、市民の利益のためにやっているという意識を持ち続けなければならない。そのためにも市民にどう協力してもらうか、市民と議員ではなく、市民と議会の協働が大切となると強く感じた。どうすればさらに効率化するか？どうすれば活性化するのか？どうすればより良くできるのか？議員として行政に突き付けている以上、自分たちが率先して実行し信用される議会とならなければ、より良い市政に貢献することはできないとの覚悟を突きつけられた研修会となった。

【追記】

姫路城のAR（拡張現実）について

現実のものに映像等を映し、そのものの歴史などを説明する機能を姫路城にあるとの情報を得、確認してきた。想像していたよりも至極単純で専用アプリを携帯にインストールして場内のARマークに携帯をかざすと映像が流れるものだったが、歴史やその使われ方などがとてもわかりやすく、また、多言語に対応していたのでインバウンド対策にも効果的で実際に外国人観光客も使用していた。これならば稚内市でも取り入れやすいと思うし、稚内北星学園大学で作ることも可能に感じた。稚内で取り入れるならば、まずは北防波堤ドームで汽車が入ってくる映像や船が出航する映像などが効果的ではないかと思われる。



第12回 National Association of Chairpersons of City Councils

全国市議会議長会

研究フォーラム



— 資料集 —

村 郷

開催日:平成29年11月15日(水)・16日(木)

場 所:姫路市文化センター

主催:全国市議会議長会 後援:総務省

実施:第12回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会

目 次

■基調講演

| | |
|-----------------------------|---|
| 中邨 章 氏 (明治大学名誉教授) | 1 |
|-----------------------------|---|

■パネルディスカッション

| | |
|----------------------------------------------|----|
| 大山 礼子 氏 (駒澤大学法学部教授) | 19 |
| 金井 利之 氏 (東京大学大学院法学政治学研究科教授) | 21 |
| 新川 達郎 氏 (同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授) | 32 |
| 川西 忠信 氏 (姫路市議会議長) | 33 |

■課題討議

| | |
|-------------------------------|----|
| 目黒章三郎 氏 (会津若松市議会議長) | 37 |
| 豊田 政典 氏 (四日市市議会議長) | 45 |
| 盛 泰子 氏 (伊万里市議会前議長) | 51 |

【基調講演】

「議会改革の実績と議会力の向上」

■基調講演者

中邨 章 氏 [明治大学名誉教授]

カリフォルニア大学

14:40 ~ 16:40

【パネルディスカッション】

「議会改革をどう進めていくか」

■コーディネーター

人羅 格 氏 [毎日新聞論説副委員長]

■パネリスト

大山 礼子 氏 [駒澤大学法学部教授]

金井 利之 氏 [東京大学大学院法学政治学研究科教授]

新川 達郎 氏 [同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授]

川西 忠信 氏 [姫路市議会議長]

活動内容報告書

平成30年3月20日

稚内市議会議員 吉、日孝史

| | |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活動等の名称 | 資料購入 |
| 期 間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 実施場所 | |
| 実施経費 | <u>12,908</u> 円 <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> その他 |
| 活動等の概要 | 別紙のとおり |
| 備 考 | |

資料編入費

| | |
|-------------|---------|
| 議員情報レター(追録) | 10,068円 |
| 現行自治六法 | 2,570円 |

請 求 書

吉田 孝史

様 平成 30年 1月 17日

東京都江東区新木場1丁目18番11号 (〒136-8575)

株式会社ぎょう

代表取締役 成 吉

金額には消費税及び地方消費税が含まれております。下記のとおりご請求いたします。
(010100046649)

| | | | |
|------|-----------|------------------|-------------------------|
| ご請求額 | ¥10,368.- | お得意様No (請求No) | 70-6660270 801404753 |
|------|-----------|------------------|-------------------------|


お支払は平成30年 2月28日までにお願いたします。

| 品 名 | 追録号数 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|--------------------------|------|-----|-------|-------|-----|
| 議員情報リーダー (議員情報リーダー誌共) | 30 | 1 | 10368 | 10368 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(振込先) みずほ銀行 東京営業部
 (振込項目) 801404753 引当 雑入

(710)

ご 利 用 明 細 票

| | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|
| お取扱日 | 店 番 | 取扱番号 |
| 30-01-19 | 99166 | A93110007 |
| 取扱店 | ワッカナイルキ | |
| 払込口座 | [Redacted] | |
| 払込金額 | *10,368 | 料金 *0 |
|  | | 振替受付票 |
| 振替の証拠となるものですか ら大切に保存し て下さい。 料金には、消費 税等が含まれて います。 (ゆうちょ銀行) | | |
| 記号番号 | ***** | *****1741 |
| はじめての投資信託はゆうちょで! | | |

議員情報リーダー

地方議会情報センター 編集

PROVER

議員情報レーダー

議員情報レーダー

納品書

2393

吉田 孝史 様
下記のとおりご納品いたします。

〒107-8556
東京都港区新保1-11番17号
第一西福株式会社
代表取締役 中 英 弥
03-3502-203-695

平成 29 年 11 月 14 日

| ご納品額 | ¥2,570 | お客様番号 | 094-006027-0003 | 請求番号 | 9305029 | 取引銀行 | ゆうちょ銀行 前橋店 |
|--------|----------|-------|-----------------|------|---------|------|------------|
| 商 品 名 | 明細(追録号数) | 部 数 | 金 額 | | | | |
| 現行自治六法 | 105-106 | 1 | 千 | 円 | | | |
| | | | 2570 | | | | |

この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

平成29年12月31日までにお支払いをお願いします。 請求書

吉田 孝史 様
ご購読ありがとうございます。下記のとおりご請求いたします。

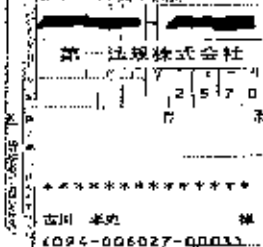
〒107-8556
東京都港区新保1-11番17号
第一西福株式会社
代表取締役 中 英 弥
03-3502-203-695

平成 29 年 11 月 14 日

| ご請求額 | ¥2,570 | お客様番号 | 094-006027-0003 | 請求番号 | 9305029 | 取引銀行 | ゆうちょ銀行 前橋店 |
|--------|----------|-------|-----------------|------|---------|------|------------|
| 商 品 名 | 明細(追録号数) | 部 数 | 金 額 | | | | |
| 現行自治六法 | 105-106 | 1 | 千 | 円 | | | |
| | | | 2570 | | | | |

この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。郵便局・金融機関・コンビニエンスストア(裏面参照)のどちらからでもお支払いいただけます。

ご利用明細票

| | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------------|
| お取扱日 | 店 番 | 取扱番号 |
| 29-11-20 | 99153 | A93170007 |
| 取扱店 | ツカナイミ | |
| 払込口座 | [Redacted] | |
| 払込金額 | *2,570 | 料金 #0 |
|  | | 振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行) |
| 記号番号 | ***** | ****1741 |
| はじめての投資信託はゆうちょで! | | |



自治法

II 諸法編

平成30年版
自治法規実務研究会
第一法規



自治法

I 基本法編

平成30年版
自治法規実務研究会
第一法規